平成25年度 第3回たつの市都市計画審議会 要旨

- ○開催日時 平成25年10月16日(水)午後2時から午後2時30分
- ○開催場所 本庁 301会議室
- 〇出席者 委員16名(代理出席2名含む)

市職員12名

- ○傍 聴 者 0名
- ○審議事項

議案第1号 西播磨高原都市計画地区計画の変更(案)について(たつの市決定)

- ○審議事項の説明
 - ・都市計画法に基づく縦覧の結果
 - ・縦覧期間 平成25年9月20日から平成25年10月4日まで
 - 縦覧者 0名
 - ・意見書の提出 なし
- ○採決の結果

議案第1号 西播磨高原都市計画地区計画の変更(案)について(たつの市決定)

・原案どおり可決

【審議内容】

(議案第1号について説明)

事務局

今回変更する地区計画は、本市の北西部に位置します播磨科学公園都市(以下テクノ)において決定しております。

テクノにおいては、平成8年に県企業庁によりアーバンデザインガイドラインが策定され、翌年の平成9年においてアーバンデザインガイドラインに基づき建築物の適正な配置、規制、誘導を図るために用途地域及び、地区計画を決定しております。県企業庁により造成計画が具体化した時点で随時地区整備計画を拡大しており、これまでに計8度の都市計画決定及び変更を行っております。地区整備計画につきましては、お手元の資料にありますとおり、各ゾーン部分に建築物の用途や建築制限を決める計画になっております。

今回の変更箇所について説明させていただきます。テクノ中央部、既決定の「戸建住宅地区-2 (A地域)」の北側において、画面では赤く塗りつぶされた区域になりますが、当該地において県企業庁施工で約2haの住宅地計画が具体化しましたので南側の「戸建住宅地区-2 (A地域)」を拡大したものになります。既決定の地区整備計画の区域を拡大するため、事前配布資料の13ページの変更前後対照表のとおり、「戸建住宅地区-2 (A地域)の地区整備計画面積を約2.8haから約5.2haに変更いたします。

それでは、今回の地区整備計画の変更に係る策定経緯について改めて説明 いたします。今回の変更にあたり、最初に平成25年2月8日の市都市計画 審議会までに、県企業庁より、平成25年2月20日から平成25年7月10日の期間で合計6回、地元説明を行っております。

市といたしましては、兵庫県と本変更協議を平成24年12月10日に行い、平成25年2月8日の市都市計画審議会において、今回の地区整備計画の変更について説明させていただき、市素案を作成いたしました。市素案につきましては、平成25年3月5日(火)から平成25年3月18日(月)の期間において意見書の受付を行いました。当該期間における意見書提出はございませんでした。

また、法定縦覧結果についてですが、縦覧及び意見書の受付期間については、平成25年9月20日(金)から平成25年10月4日(金)までとし、当該期間における縦覧者及び意見書の提出は、市本庁都市計画課窓口と新宮総合支所地域振興課窓口の2箇所に設置いたしましたが、いずれもございませんでした。

周知方法につきましては、広告のほか、市の広報9月号、ホームページ、窓口掲示などの広報媒体を活用して周知を図りました。ホームページにおける、縦覧期間中の閲覧者数は400名でした。縦覧にあたっては、変更に係る計画書、地区整備計画、理由書、変更前後対照表、総括図、計画図を両窓口において実施いたしました。

今回、地区整備計画を拡大する区域については、こちらの赤枠囲みの区域 となります。現在、造成工事を行っているところです。

次の写真は4月に撮影した、地区整備計画を拡大する区域を南西側から撮影した造成工事前の写真です。

こちらは、地区整備計画を拡大することとなる区域に整備される開発事業の土地利用計画図になります。宅地区画数は35区画、集会所区画が1区画及び公園用地となります。また、開発事業については、県企業庁より開発を行う土地を2つの工区に分け、整備することとなり、第1工区としては、赤枠で囲まれた区域が開発区域となり、宅地区画数は7区画、公園及び集会所用地の造成が行われます。第2工区整備時期といたしましては、開発許可の図書においては平成28年度頃の着手を予定とすることとなっています。

以上で、西播磨高原都市計画地区計画の変更(案)について(たつの市決定)に関する説明を終わります。

会長

質問がありましたら挙手の上、お願いします。

委員

今の説明の中で、企業庁が説明会を計6回されているということであるが、 どのような内容の説明をされたのか。また住民からはどんな意見があったの か。

事務局

最初に平成23年2月20日から平成24年12月11日の期間で4回の 説明を実施されており、内容は今回の住宅造成事業の全般について説明して います。また平成25年の6月と7月においては、具体の施工工事の工程や、 公園の設計など細部に関する所の説明を地元住民と役員に対して説明を行い、第1回の説明会より今回の造成事業に関する地元の反対意向はないと確 認しています。

委員

反対意向がないということであるが、要望や希望などもなかったのか。

事務局

公園や道路の配置などについては地元からの要望があったことは聞いています。

会長

他に質問はありませんか。

他に質問がないようですので意見がありましたら、挙手の上、発言願います。 他に質疑、意見が無いようですので、採決に入りたいと思います。第1号 議案につきまして、承認される方は挙手願います。

(出席委員16名中、16名が挙手)

会長

出席委員全員の挙手を確認しましたので、議案第1号については、原案の とおり承認いたします。この結果は直ちに、市長あてに答申することといた します。